

令和7年度後期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示します。

令和7年9月1日

福島県知事 内堀 雅雄

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

(1) 特級

職 種
鋳造
金属熱処理
機械加工
非接触除去加工
金型製作
金属プレス加工
工場板金
めっき
仕上げ
機械検査
ダイカスト
電子機器組立て
電気機器組立て
半導体製品製造
プリント配線板製造
自動販売機調整
光学機器製造
内燃機関組立て
空気圧装置組立て
油圧装置調整
建設機械整備
婦人子供服製造
紳士服製造
プラスチック成形
パン製造

## (2) 1級及び2級

職 種	作 業 名
さく井	ロータリー式さく井工事作業
工場板金	機械板金作業
工場板金	数値制御タレットパンチプレス板金作業
機械検査	機械検査作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造作業
鉄道車両製造・整備	走行装置整備作業
鉄道車両製造・整備	鉄道車両点検・調整作業
光学機器製造	光学機器組立て作業
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
和裁	和服製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
プリプレス	DTP作業
石材施工	石材加工作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事作業
防水施工	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
ガラス施工	ガラス工事作業
機械・プラント製図	機械製図CAD作業
塗装	鋼橋塗装作業
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業

(3) 3級

職 種	作 業 名
造園	造園工事作業
機械加工	普通旋盤作業
機械検査	機械検査作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業

(4) 単一等級

職 種	作 業 名
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和7年12月5日（金）から令和8年2月15日（日）までの間において、福島県職業能力開発協会（4の（2）を除き、以下「協会」という。）が別に指定する日とする。

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

ウ 問題の公表

実技試験問題は、令和7年11月28日（金）以降、協会から受検者に通知する。

ただし、一部の検定職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種に応じ、次のとおりとする。

実施期日	検定職種
令和8年1月25日（日）	【1級及び2級】 機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、 婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工 【3級】 シーケンス制御、型枠施工

令和8年2月1日（日）	<p>【特級】</p> <p>鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造</p> <p>【1級及び2級】</p> <p>さく井、工場板金、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、防水施工、機械・プラント製図</p> <p>【3級】</p> <p>造園</p> <p>【単一等級】</p> <p>バルコニー施工</p>
令和8年2月8日（日）	<p>【1級及び2級】</p> <p>プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ</p> <p>【3級】</p> <p>機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工</p>

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- ウ 本人確認書類（運転免許証、保険証、学生証等の写し等）

(2) 提出先

福島県職業能力開発協会

所在地 〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館5階

電話番号 024-525-8681

(3) 受付期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月15日（水）まで。

なお、申請書の受付は郵送によることとし、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

ア 申請書の用紙及び受検案内は、受検者等からの請求に基づき協会から郵送する。

イ 申請書の郵送方法は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料

(1) 手数料の金額

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例及び福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則に定める金額とする。

※ 詳しくは、協会が配布する技能検定受検案内を確認すること。

(2) 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

6 合格発表

(1) 合格発表日

令和8年3月13日(金)

(2) 発表の方法

福島県産業人材育成課のホームページに掲載する。

7 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県産業人材育成課又は協会に問い合わせること。